明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○国際再生可能エネルギー機関憲章（三）　二
〔省　令〕
○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令（外務・財務・国土交通一）　一九
〔告　示〕
○国際再生可能エネルギー機関憲章の日本国による批准に関する件（外務三二三）　四一
〔官庁報告〕
官庁事項
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）　四三
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等関係　四三
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、入札、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達関係　一〇八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　二一〇
会社その他
会社決算公告　二一三

本号で公布された法令のあらまし

◇国際再生可能エネルギー機関憲章（条約第三号）

（外務省）

この国際再生可能エネルギー機関憲章（以下「憲章」という。）は、再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用の促進等を目的とする国際機関を設立することについて定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　目的

国際再生可能エネルギー機関（以下「機関」という。）は、あらゆる形態の再生可能エネルギーの採用が広範に行われ、かつ、増大すること及びその利用が持続可能であることを促進する。（第二条関係）

2　定義

憲章において、「再生可能エネルギー」とは、バイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風エネルギー等、再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいう。（第三条関係）

3　活動

機関は、再生可能エネルギーに関する技術の卓越した拠点として、特に加盟国の利益のため、再生可能エネルギーに関する実例を分析し、把握し、及び体系化すること、再生可能エネルギーの分野その他の関連する分野における他の機関等との討議を開始し、及び相互作用を確保すること、加盟国の要請に応じ、政策上の助言及び援助を当該加盟国に対して提供すること、適切な知識及び技術の移転を強化し、並びに加盟国における地域的な能力の開発を促進すること等を行う。（第四条A1関係）

4　作業計画及び事業

㈠　機関は、事務局が作成し、理事会が検討し、総会が採択した年間の作業計画に基づき、活動を実施する。（第五条A関係）

㈡　機関は、機関の財源以外の資源が利用可能であることを条件として、加盟国が開始し、及び資金を供与する事業を実施することができる。（第五条B関係）

5　加盟国の地位

㈠　加盟国の地位は、国際連合の加盟国である国並びに地域的な経済統合のための政府間機関であって憲章に定める目的及び活動に従って行動する意思及び能力を有するものに開放される。（第六条A関係）

㈡　これらの国及び地域的な経済統合のための政府間機関は、憲章に署名し、批准書を寄託したことにより、機関の原加盟国となり、また、加盟の申請が承認された後に加入書を寄託することにより、機関のその他の加盟国となる。（第六条B関係）

6　オブザーバー

㈠　総会は、再生可能エネルギーの分野において活動する政府間機関及び非政府機関、憲章を批准していない署名国並びに加盟の申請が承認された加盟申請国に対し、オブザーバーとしての地位を与えることができる。（第七条A関係）

㈡　オブザーバーは、総会及びその補助組織の公開の会合に、投票権なしで参加することができる。（第七条B関係）

7　組織

㈠　機関の主要な組織として、総会、理事会及び事務局を設置する。（第八条A関係）

㈡　総会及び理事会は、憲章に従いその任務を遂行するために必要と認める補助組織を設置することができる。（第八条B関係）

8　総会

㈠　総会は、機関の最高組織として、憲章が対象とする事項又は憲章に規定する組織の権能及び任務に関する事項について討議することができる。また、総会は、これらの事項について、決定を行い、及び憲章に規定する組織に対して勧告を行うこと、並びに加盟国の要請に応じ、当該加盟国に対して勧告を行うことができる。（第九条A1、2及び3関係）

㈡　総会は、機関のすべての加盟国によって構成され、各加盟国の一人の代表から成る。（第九条B及びC関係）